

平成27年度 塩竈市利用者負担額表

○ 保育利用(保育所・認定こども園の保育所部分・小規模保育事業等)【2号・3号認定】

国基準 国階層	児童の属する世帯の階層区分	定義	利用者負担額(月額)					
			3歳未満(3号認定)		3歳児(2号認定)		4歳以上(2号認定)	
			保育標準 時間	保育 短時間	保育標準 時間	保育 短時間	保育標準 時間	保育 短時間
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	B	市民税 非課税世帯	7,000	6,800	5,000	4,900	5,000	4,900
3	C	市民税 均等割のみ 課税世帯	12,500	12,200	9,500	9,300	9,500	9,300
	D1	市民税 所得割額 48,600円未満	15,500	15,200	12,500	12,200	12,500	12,200
4	D2	市民税 所得割額 59,500円未満	21,000	20,600	18,000	17,600	18,000	17,600
	D3	市民税 所得割額 79,000円未満	27,000	26,500	24,000	23,500	24,000	23,500
	D4	市民税 所得割額 97,000円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	27,000	26,500
5	D5	市民税 所得割額 124,000円未満	35,000	34,400	32,000	31,400	30,000	29,400
	D6	市民税 所得割額 145,000円未満	40,000	39,300	33,000	32,400	31,000	30,400
	D7	市民税 所得割額 169,000円未満	44,500	43,700	35,000	34,400	32,000	31,400
6	D8	市民税 所得割額 301,000円未満	53,000	52,000	36,000	35,300	33,000	32,400
7	D9	市民税 所得割額 397,000円未満	57,000	56,000	37,000	36,300	33,000	32,400
8	D10	市民税 所得割額 397,000円以上	60,000	58,900	38,000	37,300	34,000	33,400

○ 教育利用(幼稚園・認定こども園の幼稚園部分)【1号認定】

国基準 国階層	階層区分		利用者負担額(月額) (1号認定)
1	1	生活保護世帯	0
2	2	市民税 非課税世帯	3,000
3	3	市民税 所得割額 77,100円以下	11,400
4	4	市民税 所得割額 211,200円以下	15,200
5	5	市民税 所得割額 211,201円以上	18,300

- 注) 1 年齢については、平成27年4月1日時点の年齢により決定します。
 2 階層区分は、4月から8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は当年度分の市民税により決定し、お知らせする予定です。
 3 市民税所得割課税額を計算する際は、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
 4 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算出するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
 5 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業等を利用する場合には、第2子は利用者負担額の半額、第3子以降の児童は無料となります。なお、兄妹の認定は、保育利用の場合は、未就学児で保育所等を利用している兄妹まで、教育利用の場合は小学校3年生までの兄妹を含めて計算します。
 6 母子・父子世帯や各障害者手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金等の受給者のいる世帯等で、保育利用の場合はB階層、教育利用の場合は2階層となった場合、また保育利用の場合はC・D1階層、教育利用の場合は3階層となった場合は軽減措置が講じられる場合があります。
 7 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費負担が必要となる場合があります。

利用者負担額(保育料)の納付について

- ・口座振替の場合 毎月末日(休日の場合は前営業日)に届出された口座から引落されます。
- ・納付書の場合 毎月20日頃に保育所(園)を通じて納付書をお渡しますので、金融機関にて納付をお願いします。